

原議保存期間	10年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警察庁丁規発第149号、丁交指発第134号
令 和 2 年 1 2 月 2 5 日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示等の公布に伴う交通警察の対応について(通達)

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示(令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第2号。以下「改正告示」という。別添1参照。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則(令和2年国家公安委員会規則第12号。以下「改正規則」という。別添2参照。)は、令和2年12月25日に公布され、令和3年4月1日に施行される。

改正告示及び改正規則の趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第3条において、主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めるとされているところ、同条に基づき定められた移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。)において、移動等円滑化の意義や信号機等に係る目標等が定められているが、改正告示による改正前の基本方針(以下「旧基本方針」という。)の目標は令和2年度末までのものとなっていた。

そのため、令和3年度以降の目標を定めるなどの必要があることから、関係省庁において学識経験者や障害者団体等を構成員とする検討会を開催し、目標の見直しについて検討を重ねたところ、関係団体から音響信号機に係る目標の設定や整備の推進等について指摘がなされた。

また、警察においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するため、バリアフリー法等に基づき、音響信号機を整備してきたところ、視覚障害者から、24時間その運用をしてもらいたい旨の要望がなされていたが、夜間においても信号機から音響を発することに対しては、地域住民の理解を得られないなどの事情により、視覚障害者の要望に応えられない状況であった。

この点、昨今の技術開発により、Bluetoothを活用し、スマートフォン等に

対して歩行者用青信号の表示に関する情報を送信する機能等を有する高度化 P I C S (Pedestrian Information and Communication Systemes) の開発が進み、これを活用することにより、夜間においても、視覚障害者に対して、歩行者用青信号の表示を知らせることが可能となったことから、視覚障害者の移動の安全を確保するために、今後、高度化 P I C S の整備を推進していく必要がある。

以上を踏まえ、関係省庁と連携し、旧基本方針の改正を行うとともに、高度化 P I C S に代表される歩行者支援装置（以下「P I C S」という。）の整備を推進するべく、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号。以下「規則」という。）の改正を行うこととした。

第2 交通警察関係部分

1 改正告示関係

(1) 改正の概要

ア 目標期間の延長並びに音響信号機等のバリアフリー化に関する目標の新設

旧基本方針に掲げられた目標に係る期間を令和7年度末とするとともに、以下を新たな目標として掲げることとした。

- ・ 主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる道路の部分に設置されている信号機等の移動等円滑化については、令和7年度までに、原則として全ての当該部分において、音響信号機及び視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられた横断歩道標示の設置を行う。

イ 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の要件の緩和

移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の要件について、以下の要件を削除することとされた。

- ・ 地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること。
- ・ 生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在すること。

(2) 改正に係る対応

令和7年度末までの信号機等に係る目標の考え方は別添3のとおりであるが、都道府県公安委員会においては、基本構想で定められた生活関連経路のうち、高齢者、障害者等の利用実態、交通状況、道路構造等に応じた主要な経路であって、交通事故の発生状況、横断箇所の横断距離、近接する交差点との距離、自動車交通量等を勘案し、「道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる道路の部分」を設定する必要があることから、別途通知する要領に従い、信号機等の設置に関する事業を実施し、引き続き、視覚障害者をはじめとする高齢者、障害者等の移動等円滑化を促進すること。

なお、「原則として」とあるのは、他の事業の実施とあわせて交通安全特定事業を実施しようとするときに先行すべき他の事業が実施されない場合、災害等事業を実施しないことに関しやむを得ない事情がある場合等を除く趣旨であることに留意すること。

2 改正規則関係

(1) 改正の概要

バリアフリー法第25条第1項の規定により、市町村が、基本構想を作成したときは、同法第36条第1項の規定により、関係する都道府県公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、交通安全特定事業を実施するものとされている。また、同法第36条第2項の規定により、交通安全特定事業（同法第2条第28号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施しなければならないとされている。

これを受け、規則第1条において規定されている信号機の基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合した信号機が、交通安全特定事業により設置されることとなっていることを踏まえ、P I C Sが規則同条第1号イに掲げる信号機に含まれることを明らかにした。

(2) 改正に係る対応

上記(1)のとおり、規則第1条において規定する信号機にはP I C Sが含まれることから、同規則で定める信号機の基準を参酌して定める都道府県の条例について、必要に応じて、所要の見直しを行うとともに、当該条例に適合するよう適切に交通安全特定事業を実施すること。

※ 別添省略